

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

令和 8 年

子育て・若者支援特別委員会
会議録

令和 8 年 2 月 1 9 日

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

子 育 て ・ 若 者 支 援 特 別 委 員 会 会 議 録

- 1 開会年月日 令和8年2月19日(木)
- 2 開会場所 議会第3会議室
- 3 出席者 委員長 松村 智成 副委員長 吉岡 誠司
(11人) 委員 大浦 美鈴 委員 村上 浩一郎
委員 中澤 史夫 委員 本目 さよ
委員(議長) 石川 義弘 委員 松尾 伸子
委員 中嶋 恵 委員 秋間 洋
委員 高森 喜美子
- 4 欠席者
(0人)
- 5 委員外議員
(0人)
- 6 出席理事者 区 長 服部 征夫
副区長 野村 武治
副区長 梶 靖彦
教育長 佐藤 徳久
経理課長 田淵 俊樹
施設課長 五條 俊明
危機・災害対策課長 小池 雄太
区民部長 前田 幹生
子育て・若者支援課長 河野 友和
(仮称)北上野二丁目福祉施設整備担当課長 海野 和也
子ども家庭支援センター長 田畑 俊典
区民部副参事(児童相談所準備担当)
(子ども家庭支援センター長 兼務)
区民部副参事 (保健サービス課長 兼務)
高齢福祉課長 大塚 美奈子
障害福祉課長 井上 健
松が谷福祉会館長 江口 尚宏
健康部長 水田 渉子

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

台東保健所長	(健康部長 兼務)
健康課長	大 網 紀 恵
保健予防課長	(健康部参事 事務取扱)
保健サービス課長	塚 田 正 和
教育委員会事務局次長	佐々木 洋 人
教育委員会事務局庶務課長	山 田 安 宏
教育委員会事務局教育施設担当課長	中 島 伸 也
教育委員会事務局学務課長	仲 田 賢 太 郎
教育委員会事務局児童保育課長	村 松 有 希
教育委員会事務局放課後対策担当課長	別 府 芳 隆
教育委員会事務局指導課長	宮 脇 隆
教育支援館長	(教育改革担当課長 兼務)

7 議会事務局	事務局長	鈴 木 慎 也
	事務局次長	櫻 井 敬 子
	議事調査係長	吉 田 裕 麻
	議会担当係長	女部田 孝 史
	書 記	藤 村 ちひろ

8 案件

審議調査事項

案件第 1 第 19号議案 東京都台東区奨学基金条例の一部を改正する条例

案件第 2 第 29号議案 東京都台東区立子ども家庭支援センター条例の一部を改正する
条例

案件第 3 第 30号議案 東京都台東区立保育所条例の一部を改正する条例

案件第 4 子育て及び若者支援について

理事者報告事項

【区民部】

1. 養育費受け取り支援の充実について資料 1 子育て・若者支援課長
2. (仮称) こどもの権利条例の骨子案及び子供への意見聴取について
.....資料 2 子育て・若者支援課長
3. (仮称) 北上野二丁目福祉施設実施設計等について
.....資料 3 (仮称) 北上野二丁目福祉施設整備担当課長
4. 親子関係形成支援事業の実施について
.....資料 4 子ども家庭支援センター長

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

5. 令和8年度における子育て支援サービスの充実について
.....資料5 子ども家庭支援センター長
6. 新たな東京都児童相談所の設置に向けた検討状況について
.....資料6 区民部副参事
(児童相談所準備担当)

【健康部】

1. 産後ケア事業の充実について資料7 保健サービス課長

【教育委員会】

1. 認定こども園や幼稚園等を利用する世帯への支援の拡充について
.....資料8 児童保育課長
2. 乳児等通園支援事業の実施について資料9 児童保育課長
3. 令和8年度における保育環境の整備について
.....資料10 児童保育課長
4. 谷中保育園隣接地整備について資料11 児童保育課長
5. こどもクラブ待機児童対策の今後の方針について
.....資料12 放課後対策担当課長
6. 令和8年度の放課後対策事業について
.....資料13 放課後対策担当課長

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

午前 9時59分開会

委員長（松村智成） ただいまから、子育て・若者支援特別委員会を開会いたします。

委員長 初めに、区長から挨拶があります。

服部征夫 区長 おはようございます。よろしくお願いします。

委員長 本日は、卓上マイクのスイッチを必ず押してから、ご発言願います。

また、理事者発言席を設けましたので、よろしくお願いいたします。

委員長 次に、傍聴についておはかりいたします。

本日提出される傍聴願については、許可いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

それでは、審議に入らせていただきます。

委員長 初めに、案件第1、第19号議案、東京都台東区奨学基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、理事者の説明を求めます。

子育て・若者支援課長。

河野友和 子育て・若者支援課長 おはようございます。それでは、第19号議案、東京都台東区奨学基金条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

本条例案は、上原奨学基金の額を改めるため提案するものです。

新旧対照表をご覧ください。このたび上原勉様より区内の子供たちの進学の機会に役立てていただきたいとのことにより、新たに100万円のご寄附をいただきました。これまでの600万円に今回の寄附を加え、基金の額を700万円に改めるものです。

説明は以上です。よろしくご審議の上、原案どおりご決定いただきますようお願い申し上げます。

委員長 それでは、本案について、ご審議願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 これより採決いたします。

本案については、原案どおり決定することといたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ご異議ありませんので、原案どおり決定いたしました。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

委員長 次に、案件第2、第29号議案、東京都台東区立子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案は理事者報告事項、区民部の5番、令和8年度における子育て支援サービスの充実についてが関連いたしますので、説明と一括して報告を聴取し、審議を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

それでは、第29号議案及び報告事項について、理事者の説明を求めます。

子ども家庭支援センター長。

田畑俊典 子ども家庭支援センター長 それでは、まず初めに、報告資料、令和8年度における子育て支援サービスの充実について、ご説明いたします。資料5をご覧ください。

項番1、概要です。近年、子供や子育て環境を取り巻く状況が大きく変化している状況を踏まえ、子育て支援サービスの充実を図ってまいります。

項番2、事業概要をご覧ください。まず、(1)谷中子ども家庭支援センターにおけるトワイライトステイの実施についてです。現在、ほうらい子育てサポートセンターで実施をしているトワイライトステイ事業について、利用ニーズの高まりに対応するため、新たに谷中子ども家庭支援センターにおいても実施いたします。対象児童は、区内在住の2歳から未就学児までの児童とし、利用要件は、就労等の理由により養育することが一時的に困難な場合で、送迎サービスは提供いたしません。利用日時は、1月1日から3日を除く17時から22時までです。利用料金は、食事つきで1回2,000円とし、所得に応じた減免もございます。

次に、(2)ベビーシッターによる一時預かり利用支援事業の申請受付期間の変更についてです。区民の利便性向上を図るため、現在の四半期ごとの申請受付から毎月の受付に変更するとともに、業務効率化を図るため、受付事業等を委託いたします。

次に、(3)ファミリー・サポート・センター事業の利用支援についてです。依頼会員の利用を支援するため、利用料の一部を助成し、新規登録や援助活動の利用促進を図ります。

恐れ入りますが、2ページ目、項番3、予算額(案)をご覧ください。資料記載のとおり、歳入額22万4,000円、歳出額2,826万7,000円を計上しております。

最後に、項番4、今後の予定をご覧ください。4月以降、資料記載のとおり、各事業の充実を図ってまいります。

報告資料の説明は以上となります。

続きまして、第29号議案、東京都台東区立子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

本案は、ただいまご説明いたしました谷中子ども家庭支援センターにおけるトワイライトステイの実施を受け、その利用に係る費用の収受等に関し、規定を整備するため改定するものでございます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

新旧対照表をご覧ください。第12条、使用料等の第2項において、児童福祉法第6条の3第3項に規定する子育て短期支援事業を利用したときの費用を区長に納める旨の文言を追加しております。そのほか第1条、第3条、第9条において、子供の字を漢字に修正する改正を行っております。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

委員長 それでは、第29号議案及び報告事項について、ご審議願います。

秋間委員。

秋間洋 委員 このトワイライトステイについてなんです。現在、ほうらいで利用を実施しているわけですが、利用ニーズの高まりというふうに言うんですが、利用の高まり、あとその内訳ですね、これについて内容を教えていただきたい。

委員長 子ども家庭支援センター長。

田畑俊典 子ども家庭支援センター長 まず、6年度における本事業の実績から申し上げます。6年度の実利用人数は11名、年間利用回数は79回となっております。利用回数で申し上げますと、令和4年度は63回、令和5年度が57回となっておりますので、増加している状況となっております。

また、利用要件の内訳についてでございますが、6年度の79回の利用のうち、親の就業による利用が54回で約70%、出産、疾病による理由が約30%、親族の介護等で利用したのが約3%となっております。親の就労による利用が大部分を占めておる状況となっております。

委員長 秋間委員。

秋間洋 委員 もう一つ伺いたいんですが、障害児の利用ですね、これはどのくらいあるんですか。

委員長 子ども家庭支援センター長。

田畑俊典 子ども家庭支援センター長 先ほど6年度の実績利用者11名と答弁いたしました。その中に障害児はおりませんでした。

なお、今年度も10名が利用しておりますが、こちらにも障害児はおりません。

委員長 秋間委員。

秋間洋 委員 その辺が非常に気になる場所なんです。昨年の第2回定例会で障害児の短期入所事業を、いわゆる放課後デイサービスを活用してできないかという陳情がありました。非常に切実な陳情で、たしか600人以上の賛同署名が寄せられて、議会もこれは趣旨採択ということになったわけですね。そういう点では、障害児にもこのトワイライトステイ、これショートステイと大体同じ利用要件というか、このようなものがかぶっているわけで、同じなわけで、そういう点では、そのときにショートステイを利用できない障害児、その保護者の切実な声が出て、そして、非常にこの議会としてもすごく勉強をさせられたわけですね。そういう点では、そういう障害児、特に重度の障害児などにも平等にこのトワイライトステイの機会

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

が与えられるのかって、この辺についてはいかがですか。

委員長 子ども家庭支援センター長。

田畑俊典 子ども家庭支援センター長 本事業におきましては、初めて利用する際に、まず、利用登録を行った後、現地での視察見学を兼ねました面接を実施してございます。障害児という理由のみで利用をお断りすることはなく、その面接を通してお預かりすることが難しいと施設側が判断した場合はお断りする可能性もございしますが、6年度、7年度において、利用をお断りしたケースはないと聞いております。

委員長 秋間委員。

秋間洋 委員 恐らく、これというのは最初からなかなか困難じゃないかというところが当事者の側にあるんじゃないかというふうなのが前回の陳情のときにも感じたところです。例えば、このトワイライトステイも、ショートステイももちろんそう、もちろんじゃないんで、そうなんですけれども、台東区のホームページ見ますと、保護者が以下のいずれかに該当して、これは就労だとか出産、疾病だとかいうことなんですけれども、一時的に児童の養育が困難であり、かつほかに養育する者がいない場合と、対象者の中に台東区内に住所を有する満2歳から小学6年生までの健康で集団生活が可能で児童となっているんですね。

この間の陳情のときに、これは短期入所のほうですけれども、大体そこで受けられなかったケースというのは、多動だとか、突然飛び出したとか、こういう行動で集団生活が無理だというふうに判断されて受けられないという、それが現実の実態であることが陳情で分かったわけですね。

そういう点では、やはり今回の拡充というのは、いわゆる定型発達の子には、もちろん私もこれは賛成するんですよ、条例にはもちろん賛成するんです。その機会をもっと、特に就労が多いという点では、やはりこれは考慮しなければいけないわけなんですけれども、しかし、逆に言ったら、そういう重度の発達障害のお子さんの保護者の人たちから見ると、逆にこれが拡大されるということを複雑な思いというか、つらい思いで見える場合だってあるわけですよ、率直に言って。自分たちの子供たちには均等に与えられていないと、だけれども、ほかの定型発達の子たちの保護者は、いわゆる権利が拡大されるという、そういう何か分断的な、そのようなものに、というか、そういう寂しい気持ちで見ている人たちもいるということは、やはり理解しなければいけないし、むしろ、逆に今回のトワイライトステイの拡充とともに、ここにあるような、そういう要件を取っ払って、障害児、もちろんそれは100%誰でも受けるということではないんですよ。だけれども、少なくともあの陳情に出てきたような重度の発達障害の子も機会が奪われないように、言葉でその人たちは駄目だとは書いていないですよ。だけれども、ここで明らかにその集団生活が可能で児童というふうにされてしまうと、うちはもうこの子は手がかかるから無理ですというふうに、その線引きのところにこれが使われるわけで、そういう点では、やはりそこを取っ払って、どんな子供でもやはり同様の機会、権利を与えられるべきだというふうに思うんですが、考え方はどうなんですか。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

委員長 子ども家庭支援センター長。

田畑俊典 子ども家庭支援センター長 このトワイライトステイに限らず、子ども家庭支援センターで実施している子育て支援サービスにおきましては、繰り返しの答弁となってしまうんですけれども、障害児という理由のみでお断りをしていることはなくて、集団保育は可能かと、安全にお預かりできる体制を整えられるかという視点で判断をさせていただいております。

子ども家庭支援センターに限らずですけれども、昨年策定いたしました次世代育成計画におきましても、「子供・若者の今とこれからを大切に、すこやかな未来をはぐくむ やさしいまち たいとう」という基本理念を掲げまして、障害の有無にかかわらず、そういった子供たちの支援というものを目指しているというところでございます。

委員長 秋間委員。

秋間洋 委員 障害の有無にかかわらずなんですね。この後議論するこどもの権利条例の骨子の中でも、どんな子供も差別なくという、差別の禁止というのを明らかにうたおうとしているわけですよ。だけれども、実態的には、現場では非常に、重度の発達障害を持つお子さんに対しては、均等な扱いが現実としてはなっていないと。

例えば、私、今度、ちょっとこれもびっくりしたんですが、今回保健福祉委員会が出る障害者の実態調査が出て、その中の障害児のところをちょっと見たら、保護者の就労状況、先ほどトワイライトステイの7割が就労だということですよ。ですけれども、その方たちというのは、多分正規社員の人を中心に、やはりどうしても仕事が休めないとか、残業だとか、そのようなことだと思うんですが、実は、この調査の139ページにありますけれども、発達障害の保護者は、断トツに正規社員である比率が少ないんですよ。ほかのところは3割台なのに1割なんですよ、正規社員になっている人が。

この間の陳情のときにも出たように、とにかく目が離せない、常にこの子供と一緒にいなければいけないという状況に365日24時間、もちろん放課後デイなどで預かってもらっている時間とか、あと特別支援学校とか、そのようなところではありますけれども、しかし、そういう緊張感の中で、結局正規社員では働けないという、そういう状況というのが如実にこの調査でも出ているわけですよ。そういう点では、先ほど7割の就労の要件でトワイライト使うという、その前段にも行ってないわけだ。

そういう点では、私やはり、これからこどもの権利条例をつくって、差別のないというふうなことというなら、今、一応表向きは確かにそういう子だから受けられないというふうにはしていないですけど、実態としては、そういう子は受けられていないわけ。この実態をどうやって取っ払うかっていったら、少なくとも、じゃあ台東区ですね、集団生活が可能な児童というような表現は取り除くとか、そのようなことをやらなければ、やはりこれはお題目ということになりかねないんじゃないですか。そこのところというのは、やはりこの表記というのはもう取り除いて、今回の拡充と併せてよくするわけだから、取り除くべきじゃないんですか。その辺のところは、この集団生活可能というところは。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

委員長 子ども家庭支援センター長。

田畑俊典 子ども家庭支援センター長 その表記のところにつきましては検討させていただきますが、やはり子供たちだけではなくて、安全にお預かりできる体制を整えるという観点が大ごと考えておりますので、そこも含めて検討していきたいと考えております。

委員長 秋間委員。

秋間洋 委員 陳情の審議の中で、障害福祉課長もこの必要性は認めているんですよ、必要性は認めている。だけれども、あのときは陳情の趣旨が放課後デイと併設するというところだったから、ちょっと2つの問題がごっちゃになって議論されたんであれですけど、少なくともそういう多動性があって、飛び出しなどをしてしまう子供も含めて、これはやはり必要だという認識はしているんですよ。ただ、これグループホームを整備する中で進めるという答弁なんですよ、あのときの障害福祉課は。そうすると、なかなかこれは先の話になってくる。

ただ、台東区だって、これから北上野二丁目施設、これは宿泊とかトワイライトとかというのはどうだったかな。宿泊はないですよ、少なくとも。あと、小島の今度、保健福祉委員会に出れば、小島の施設が今度障害の施設ができますよね、グループホームができます。こういうところでやれるって、受け入れられるところもできてくるわけですから、やはり私は、このところは、もちろんこの条例には賛成するわけですけども、この条例のトワイライトの拡大というのを、率直に言ったら非常に苦しい思いで、分断的な思いで見ている人たちの気持ちというのもやはり考えて、先ほどのこういう表記だとか、あるいは現場の対応だとかというのは考えていくべきだという意見を申し上げて。条例の改正は賛成ですから。

委員長 秋間委員、ちょっと今、繰り返しがあったんで、そこだけ今度注意していただければと思います。よろしいですか。

本目委員。

本目さよ 委員 トワイライトの拡充ということで、これ利用されている方は、保護者本人がここに送られてきて、5時に送ってきて、利用して、また迎えに来てという感じなんですか、今現在の利用について。

委員長 子ども家庭支援センター長。

田畑俊典 子ども家庭支援センター長 現在、ほうらいでは送迎サービスのほうを実施しておりますので、ほうらいのほうに行くときのみは、サービスを利用される方はいらっしゃいます。

委員長 本目委員。

本目さよ 委員 ありがとうございます。そうだと思うんですよ。お仕事で夜勤がありますとかだと、5時前に一回帰ってきて、また預けてみたいのはなかなか多分できないと思っています。夜の会食がある経営者の方とかで、仕事終わって夜の会食があるから、その間に隙間に預けに行くというのができなくはないと思うんですけども、この今回、拡充はいいことだけれども、谷中では送迎がないということは、ちょっとやはり課題かなというふうには思

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

っています。ただ、もしかするとニーズがあるかもしれないので、そういったところも何か利用状況はきちんと見ていっていただきたいなと。私がトワイライトを使いたいというふうに言っている方の声を聞くと、やはり航空会社の方とかで、もう空を飛んでいますと、物理的に無理ですよ、とか、あと経営者の方で使いたいという話は聞いていたりするので、そういう意味では、ぜひその辺もちょっと考えていっていただきたいなと思います。

シッターの毎月拡充も要望していたことなので、すばらしいというところで、最後、ファミサポの事業なんですけれど、これはちょっと質問したくて。利用料の一部助成を開始することなんですけれども、そもそも何かこの制度拡充は何を目的にしているのか。利用支援とは書いているんですけれども、どの課題、経済的な負担軽減なのか、それとも登録者を増やすことを狙うのか、何かその辺の課題を解決するためのものなのかというのを教えていただきたいのと、あと助成額、対象時間、年間の上限だったりとか、あと所得制限があるかないか、あと支給方法、償還払いなのか減額するのかみたいなどころの具体的な制度設計を、分かるところが、もう決まっているところがあったら教えてください。

委員長 子ども家庭支援センター長。

田畑俊典 子ども家庭支援センター長 すみません、ちょっと答弁の順番が逆転しますが、まず、利用の内容に、助成の内容についてからお答えさせていただきます。

まず、ファミリー・サポート・センター事業の利用料、今1時間800円となっておりますが、利用者1人につき、そのうち500円分の補助を4時間分の2,000円分助成をいたします。支給方法につきましては、実際に今、委託をしております社会福祉協議会のほうと調整をしているところになりますが、依頼会員、提供会員双方にとって負担のないような方法でやっていきたいと考えてございます。

今回この助成をした理由といたしますが、目的の1つ目のご質問への答弁となりますが、昨年度新たに依頼会員に入会した方、約240名いらっしゃいまして、そのうち実際利用された方というのが約3割にとどまっております。登録はしても、利用に至った方が少ないという状況になっていることが、まず分析できております。

一方、その登録をして、1回は利用した方というのが、その後2回目の利用をしている方というのが8割近くいらっしゃるということで、一度利用した多くの方がいっぱいリピーターとなっていてという状況も分析をできてございます。昨年度の利用実績踏まえまして、大体1回当たり2時間は利用されているというのが平均利用時間になっておりましたので、その2回分を使っていただきたいというところで4時間分の助成を今回計上させていただいているところになります。

ですので、目的といたしましては、登録促進にはなりますが、まずは使っていただきたいという、利用促進の面から計上させていただいているところでございます。

委員長 本目委員。

本目さよ 委員 利用促進ということなんですけれど、初めてじゃなくても使えるんですよ。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

委員長 子ども家庭支援センター長。

田畑俊典 子ども家庭支援センター長 来年度につきましては、既にご登録されている方も使えるように計上しております。

委員長 本目委員。

本目さよ 委員 4時間分で1時間500円の助成であれば、年間2,000円の支援となりますけれども、なかなか実質的な負担軽減、最初のハードルといっても、でも、一時保育だって1時間300円で使えるし、利用のハードルを乗り越える、申し込みしてマッチングして、事前の面談に子供を連れていってとか、そういったことを考えると大分ハードルはあるんじゃないかなと思っています。

さらに、利用し始めるときとか、あと都度使うときとかにも必ずセンターのほうに電話をしなければいけない、キャンセルをするときも電話をしなければいけないということで、今の子育て世代にとっての電話のハードルの高さというところをぜひ検討していただきたいなと。L o G oフォームを使って、今日はキャンセルになりましたとか、そういったところができるのか、そういったところの細かいところの改善が利用につながるのかなというふうに思っています。なので、オンライン申請の導入……。どうぞ、何かあるんだったら手を挙げて。ないですか。

委員長 進めてください。

本目さよ 委員 はい。単に少額の助成をつけるだけじゃなくて、オンライン申請の導入だったり、マッチングの効率化だったりとか、初回利用無償化とかぐらい思い切って支援してもいいのかなというふうには思っています。

なので、そういったファミサポの課題については、今どういうふうを考えていますか。

委員長 子ども家庭支援センター長。

田畑俊典 子ども家庭支援センター長 本区におきましては、一時預かり事業、様々ございますが、その中でもファミリー・サポート・センター事業というのは、地域の力を借りて行う大切な事業であるというふうに担当としては考えてございます。その中で、利用実績が下がってきてしまっているというような状況もございますので、まずは、その利用していただくというところの第一歩として、来年度こういった取組をさせていただきたいと考えてございます。

今、ご提案いただいたオンライン申請であるとか、そういったところも課題としてはございますが、まず一つ一つやっていきたいというふうに考えてございます。

委員長 本目委員。

本目さよ 委員 ぜひ、これはこれで、とてもファミリーサポート、地域の力が高まるというところで重要な事業だと思っているので、ぜひ改善して行って、利用者が多くなるように、どちらも、提供会員も登録会員も、利用会員も、両方ともが使いやすい制度になるように改善して行っていただきたいと思います。以上です。

委員長 ほかにございませんか。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

これより採決いたします。

本案については、原案どおり決定することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ご異議ありませんので、原案どおり決定いたしました。

なお、報告事項についてもご了承願います。

委員長 次に、案件第3、第30号議案、東京都台東区立保育所条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案は、理事者報告事項が教育委員会の2番、乳児等通園支援事業の実施についてが関連いたしますので、説明と一括して報告を聴取し、審議を行いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

それでは、第30号議案及び報告事項について、理事者の説明を求めます。

児童保育課長。

村松有希 児童保育課長 それでは、初めに、報告事項、教育委員会2、乳児等通園支援事業の実施について、ご説明いたします。資料9をご覧ください。

項番1、実施概要です。令和8年4月より、以下のとおり乳児等通園支援事業を実施いたします。対象児童は、保育所等に通っていないゼロ歳6か月から満3歳未満までの児童、利用限度は、1人につき月10時間まで、利用料金は、1時間300円で、昼食代等は、別途徴収とします。実施施設、実施方式、利用方式は、これまでご報告させていただいたとおりで、利用日時は、事業所が実情に応じて予約可能枠を設定するものといたします。本事業は給付制度となるため、利用者は、あらかじめ区へ認定申請が必要となりますが、L o G oフォームによる電子申請を基本とします。利用申込みは、国が提供するこども誰でも通園制度総合支援システムを活用し、事業所ごとに初回利用前に事前面談を実施するものといたします。表の下に利用の流れを図にしておりますので、参考にご覧ください。

次のページをご覧ください。項番2、東京都台東区立保育所条例の一部改正についてです。3ページの新旧対照表も併せてご覧ください。

東上野乳児保育園での事業実施に伴い、以下の改正を行います。(1)東上野乳児保育園及び指定管理者の業務に乳児等通園支援事業を加えます。(2)乳児等通園支援事業の実施時間及び利用料金の規定を加えます。

項番3、予算額(案)です。金額は記載のとおりで、歳入は、給付費のうち国から4分の3、都から8分の1の負担金を、歳出は、実施事業者への給付費等を計上しています。

最後に、項番4、今後の予定です。本日より区民周知を開始し、3月より認定申請の受付を、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

下旬より事前面談と利用予約の受付を開始し、4月より事業を実施してまいります。

なお、条例の施行日は、4月1日を予定しております。

報告資料のご説明は以上です。

続きまして、第30号議案、東京都台東区立保育所条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

本案は、乳児等通園支援事業の実施等に関し、規定の整備を図るために提出するものです。改正内容につきましては、報告事項においてご説明したとおりです。

ご説明は以上です。よろしくご審議の上、原案どおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

委員長 それでは、30号議案及び報告事項について、ご審議願います。

秋間委員。

秋間洋 委員 誰でも通園制度の申込みのシステム全体なんですね。これ利用申込みは国のいわゆるこのシステムでやるわけでありまして。これは、全く区が、そういう点では、区は給付するだけと、実態的にはお金を払うだけという、そういう、あと認定もするのか、それとということになります。ただ、実態的には、このシステムは全部国で動かして、設計もそうだし、運用も国でやっていくということなんですけども、一番心配するのは、やはり利用者の、保護者、利用者の個人情報、あともう一つは保育提供事業者の企業情報というか、このようなものが相当な形で集積されるわけですね、この国の支援システムに。

そういう点で、区はその内容について、利用者である保護者や、あるいは事業者に対して、どんな関わり方をするのか、あるいは説明の仕方とか含めて教えていただきたいと思います。

委員長 児童保育課長。

村松有希 児童保育課長 本システムは、委員からお話ありましたとおり、事業者、利用者、それから自治体、我々区も制度の円滑な利用が推進されるという目的で国が構築したシステムでございますが、国のほうでは、全ての自治体が導入することというふうなことを基本としていっているふうに認識をしております。国のプライバシーポリシーでは、当然のことではあります。収集した情報の漏えいですとか滅失・毀損の防止、また適切な管理について規定をされておりまして、利用者につきましては、認定申請をする際に、それから実施する事業者のほうも、システムの初回利用時にこれらのその国のプライバシーポリシー等の内容を確認し、同意をしていただいた上でシステムを利用するというふうなことになってございます。区としても条例に秘密保持の規定を設けておりますし、また運用事業者のセキュリティー対策についても直接確認をしておりますので、引き続き情報の適切な管理に関わってまいりたいというふうにご考えてございます。

委員長 秋間委員。

秋間洋 委員 区が関わっていくのは大事なことで、今、課長の姿勢はいいんですが、しかし、関われないじゃないですか、これ国のこのシステムはアクセントです、最大手のコ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ンサルですよ。これを作ったのも運用も全部アクセチュアが一括してやってしまう。ここのチェックのしよう、アクセチュアっていったら、もうこの数年前まで毎年のように情報漏えいの問題で問題になった会社じゃないですか。これを、やはり、じゃあ区がチェックするってしようがないし、ただ、保護者にそういうことを約束していますよということを知らせるということですよ。

だから、私、この制度しかないから、このシステム使うしかないわけだよ、これ独占なんですよ。だから、そういう点では、私、この個人情報の扱われ方、保育のSaaSの問題で大分言いましたけれども、これというのは非常に乱暴なやり方だな。非常にセンシティブな問題も含めた個人情報を、この大手コンサルが、下手すりゃ危険にさらすということだってあるということだけ申し上げて、これには反対しませんけれども、しかし、そういう危険があるんだということは十分認識しながら、やはり我々は見えていく必要はあるというふうに思います。

委員長 ほかはよろしいですか。

これより採決いたします。

本案については、原案どおり決定することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ご異議ありませんので、原案どおり決定いたしました。

なお、報告事項についてもご了承願います。

委員長 次に、案件第4、子育て及び若者支援についてを議題といたします。

本件について、理事者から報告がありますので、ご聴取願います。

あれ、でいいんですよ。これか。失礼、ごめんなさい。

初めに、養育費受け取り支援の充実について、子育て・若者支援課長、報告願います。

子育て・若者支援課長。

河野友和 子育て・若者支援課長 それでは、養育費受け取り支援の充実について、ご説明いたします。資料1をご覧ください。

初めに、項番1、目的です。区では、これまで様々な事業により養育費の受け取りを支援してきました。本年4月1日より施行される民法等改正法により養育費の受け取りに関する制度等が見直され、父母の協議や家庭裁判所への申立て等により子の利益の確保が図られることとなりますが、そのための支援が必要となります。そこで、養育費受け取りに関する弁護士相談費用の一部を補助し、法的な相談支援を行うものです。

次に、項番2、事業内容です。(1)対象者は、養育費の取決め対象児童を扶養する区内在住の母または父で、(2)対象経費は、子の養育費の受け取りに関する弁護士相談費用、具体的には養育費の取決め、養育費の履行確保、その他養育費の受け取りに関する相談とします。

(3)補助額は、1万1,000円を上限として、対象経費を補助します。なお、上限額は、東京

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

弁護士会が行う法律相談費用を基に設定しました。

項番3、予算額は、充実分のみの額として、記載のとおりです。なお、歳入は、国から2分の1、都から4分の1の補助があります。また、歳出は、補助件数を10件と見込み積算しました。

項番4、周知は、広報たいとうやホームページ等で行います。

最後に、項番5、今後の予定です。本年4月より事業を開始したいと考えております。

恐れ入りますが、2ページをご覧ください。養育費に関する支援は、離婚届の届け出時の啓発や各所管が行う各種相談事業など、関係課が連携して取り組んでおります。また、必要に応じて区以外の専門機関につなげるなど、様々な機関により支援を行っており、この図でまとめさせていただきました。

ご説明は以上です。よろしくお願いいたします。

委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

秋間委員。

秋間洋 委員 この間、区が行ってきた養育費受け取り支援等の実績ですね、これについて、あと、利用者の声について、これについて教えていただきたいと。

委員長 子育て・若者支援課長。

河野友和 子育て・若者支援課長 養育費受け取り支援等の実績ですが、事業を開始した令和4年度は4件、令和5年度が13件、令和6年度も13件、そして、令和7年度が、現時点で6件でございます。

また、利用された方の声ですが、補助金を交付した翌年度に養育費の受け取り状況についてアンケート調査を行っております。意見や要望は特にございませんが、回答のあったうち96%が養育費を受け取れていることから、事業効果は高いと考えています。

委員長 秋間委員。

秋間洋 委員 これは大事なもので、大体この厚生労働省など調査すると、その受け取りが、約束があるなしは別にして、あるいは裁判の判決があったか、家裁のあれがあった場合は別にして、決定があったかどうかは別にして、大体4分の1しか受け取れないという実態があるというふうなことになっているんで、そういう点では、やはりこの制度というのは非常に大事なんだろうと。なので、これからもさらにこれを拡充するという角度では、これはいいことだと思うんですが、今回この予算計上しているというのは、これは10件ですよ。もちろんそれ以上に増えれば、それやるんだろうけれども、実は、台東区でどのぐらいの離婚があって、そのうち子供がいるのがどのぐらいかって、ちょっと調べようとして調べられなかったんですけど、少なくとも離婚は出てきますね、行政資料でも出ているんですが、大体令和7年度で、これは直接台東区の窓口で受け付けたもの、本籍地に届けるというのもあるんで、ですけども、これが300、その前の年が372、その前が357ということで、大体300から三百数十ぐらいで過ぎていって、このうち18歳未満の子供がいるというのは、台東区では独自に分らないん

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

で、だけれども、大体厚生労働省のでいうと51%ぐらいが18歳未満の子供がいるだろうということになると、大体台東区で、少なくとも子供がいる夫婦の離婚で、それで未払い率が75%、もっているのは25%とすると、大体110件ぐらいの、単純にですよ、全国平均でいった場合には100件を超えるぐらいの、このぐらいの養育費でのトラブルがある可能性があるわけですよ、率直に言うと。それにすると、確かに実績からすると13件とかいうことであるから、今回の予算計上がどうだという意味じゃなくて、やはり実際にはもっと幅広いところで養育費問題というのはあるんじゃないかなというのが一つちょっと申し上げておきたい。だから、ここの辺については、もっとこの問題で苦しんでいる人たちも、もっと潜在的にはたくさんいるよということは理解しながらこれを進めていく必要はあるということが一つです。

あと、もう一つは、今回の4月から、やはりこれはもう民法の改正があって、共同親権が入ってくるわけですね。そういう点では、一番心配しているのは、私たちが心配して国会で反対したのは、父母の合意のないその共同親権を裁判所、家裁が決定してしまう。家裁の指示でその父母間の協力義務が強制されるという、そういう中で、やはり一番恐れているのはDV被害と、あと虐待の継続ですね、これにつながる心配があるんですね。

そういう点では、やはり子供の権利擁護というのが今回のその民法改正の趣旨だったし、あるいは、台東区のこの養育費受け取り支援等も子供の権利擁護という立場ですから、そういう点では、今回養育費受け取り支援だけではなくて、例えば、この家裁申立てケースなど共同親権、つまり、望まない共同親権ですね、このような問題に伴うトラブルについての法律相談等も、これはやはり広く対象にしていくべきじゃないですか、その辺は考えていないですか。

委員長 子育て・若者支援課長。

河野友和 子育て・若者支援課長 本来4月に施行される民法等改正法について、特に親権に関しては制度が大きく変わるため、委員ご指摘のとおり、不安を感じる区民の方もいらっしゃると思います。親権に係る法律相談については、養育費の受け取りも含めての相談であれば本事業をご活用いただきたいと考えておりますが、今後、民法等改正法の施行に伴う独り親への支援について、国の動向を注視しつつ、必要な支援を考えていきたいと思っております。

委員長 秋間委員。

秋間洋 委員 やはり私は、養育費の問題は中心的な、大事な部分ですけれども、一番やはりここ心配するのがDV虐待が、望まない共同親権を別居親から介入、様々な形で、32の問題でその人の合意が必要なわけだから、今回の法律でいうと、例えば進学の問題とか、病気の入院の問題だとか、様々な形でその介入。お互いが合意すれば全く問題ないですよ、共同親権はそれでいいわけだけれど、しかし、望まない共同親権の場合に、そういうトラブルというのが一番台東区としては人権の問題として、子供の人権の問題として、やはり見ていく必要はあると。

そういう点では、今、養育費絡みであれば、いろいろその様々な法律相談、それを入り口にしてというのはあったけれども、むしろ、そういうふうに、先ほど養育費の問題だけでも潜在

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

的に広く、もっと苦しんでいる方たちがいる。さらにDVとかそのようなことになれば、その問題になるわけで、その辺のところはぜひ見て行って、これ、声をもう少し、先ほども96%がもらえているというのはすごくいいことなんだけれども、しかし、それはまだ氷山の一角で、むしろ、もっと広いところの声も聞けるような、今度、こどもの権利条例の審議があるんで、そういう点ではそこで.....

委員長 秋間委員、ちょっとまとめていただいてもいいですか。

秋間洋 委員 はい。という意見だけ申し上げておきます。

委員長 ほかがございませんか。

(発言する者なし)

委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

委員長 次に、(仮称)こどもの権利条例の骨子案及び子供への意見聴取について、子育て・若者支援課長、報告願います。

子育て・若者支援課長。

河野友和 子育て・若者支援課長 それでは、ご説明いたします。資料2をご覧ください。

初めに、項番1、条例の骨子案につきましては、台東区次世代育成支援地域協議会において、条例に盛り込む内容や基本的施策などについて議論、検討を進めており、本日は、現時点での案としてご説明いたします。恐れ入りますが、3ページをご覧ください。

条例の骨子案は、前文と11の項目から構成しており、内容については、子どもの権利条約や国のこども基本法、本区の次世代育成支援計画を踏まえたものとなっております。項番1の目的から次のページの項番9、協働に関するものまでが、いわゆる総則と呼ばれる部分で、定義や基本理念、具体的な子供の権利のほか、各主体の責務、役割などを定めております。次の5ページの項番10では、昨年度策定した第3期次世代育成支援計画に基づき、子供の権利を保障するための基本的施策について、条例に位置づけるものを列挙しております。また、項番11では、現在、要綱で設置している次世代育成支援地域協議会を本条例に位置づけてまいりたいと考えております。

資料の1ページにお戻りください。次に、項番2、子供への意見聴取でございます。まず、(1)のアンケートにつきましては、今年の7月に子供の権利に関する意識調査として実施するため、準備を進めております。調査対象者は、区内在住、在勤、在学の6歳から17歳の子供とし、調査方法は、ウェブアンケート形式で実施いたします。調査項目につきましては、自己肯定感や子供の権利に関する認知度など、現在検討を進めております。

次に、(2)のヒアリングにつきましては、関係団体等と連携・協力し、小学校低学年の児童や障害、不登校などの困難を抱える子供及びその保護者などを対象に随時実施してまいります。

次に、(3)のワークショップにつきましては、条例の骨子案及び子供の権利に関する意識

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

調査の内容等を基にプログラムを検討し、アンケートと同時期に子供を対象としたワークショップを実施してまいります。

次のページをご覧ください。最後に、項番3、今後の予定でございます。記載のとおり、令和9年4月の条例施行に向けて、さらに検討を進めてまいります。

ご説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

秋間委員。

秋間洋 委員 みんな質問しようよ、もう少し、議会なんだからさ。

いよいよこれから策定に向けたヒアリング等が進んでいきます。ここで関係団体と連携協力しというふうにありますけれども、関係団体というのはどういう団体を想定しているのかということについてお伺いしたいと思います。

委員長 子育て・若者支援課長。

河野友和 子育て・若者支援課長 関係団体についてですが、現時点では子供食堂やフリースクール、放課後等デイサービスなどの運営団体などを想定しております。

委員長 秋間委員。

秋間洋 委員 非常に大事ですね。

さらに私、やはり今、ヤングケアラーとか、あるいは、先ほど言ったDVの家庭の子供ですね、これは子ども家庭支援センターでも相当あると思うんですけども、しかし、やはり、あと、この間保育所の虐待の問題ね、告発があったんで、うちも今年、東京都に認めさせましたけれども、しかし、ああいう声が出せない、声が届かない、あるいは、つらいけれども表現できないという、そういう子供たちの声をどう聞くかというのは大事なんですね。

そういう点では、そういう角度でのヒアリング、つまり、声が出せない子供というのはどこに、どういうふうにいるのかというのを想定した上でのヒアリングというのは考えているんですか。

委員長 子育て・若者支援課長。

河野友和 子育て・若者支援課長 ヒアリングの実施に当たっては、意見表明が困難な子供たちやその保護者の意見、思いも酌み取ることができるように努めていきたいと考えてございます。

委員長 秋間委員。

秋間洋 委員 ぜひそこのところは、どこにあるかって、もうヤングケアラーの調査で、当時課長が担当だったから一番分かると思うんだよね。違ったかな。違ったか、そうか。とにかく、自分が自覚していないから理解できないというのが一番、つまり、これは声が出しようがないというね。だけれども、客観的には非常につらい状態に置かれているという、そういうことなんですよ、だから、そこのところというのは非常に思いました。

あと、2つ目ですけれども、骨子の4番、子供の権利、これ4つね。まず、基本理念で国連

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

こどもの権利条約に基づく4つの基本理念を掲げるというふうにしたことは、大いに評価したいというふうに思います。

それと、あと子供の権利についてのところで、守られる権利というのがこの中に、4ページ目のところにあります。守られる権利の中の、これどこだったっけな、守られる中に、これごめんなさい、ここに、この基本理念の中に入っている差別の禁止という問題は、やはりこの中にもきちんと入れるべきじゃないかということと、あともう一つは、基本施策が10のところにありますね、5ページ目に、ここにもやはり虐待、体罰、いじめ等の防止というものはあるけれども、ここに差別の防止とか禁止とか、このようなものも入れるべきじゃないか。

つまり、差別されない子供の権利というのをしっかりこの辺に書き込むべきだと思うんですが、その辺の認識はどうなんですか。

委員長 子育て・若者支援課長。

河野友和 子育て・若者支援課長 委員にも今、評価していただいたように、差別の禁止は子どもの権利条約の基本原則の一つであって、本条例においても基本理念として掲げ、その認識を広く啓発してまいりたいと考えているところです。差別をされない権利や差別の防止等の記載につきましては、条例を検討する中で考えてまいります。

委員長 秋間委員。

秋間洋 委員 ぜひお願いしたいなと思います。

先ほどのトワイライト、ショートステイの重度の障害のある子供の問題というのは、差別されないというところに立てば、おのずと結論は出てくるわけですね。だから、そういう点では、その立場でやっていただきたいというふうに思います。

あと、最後ですけれども、これは私も一般質問でも言ったところの一番大事な実効性のあるもの、条例にすべきだという点で、やはりこの子供コミッショナーというか、いわゆる国がそれ決めなかったんですよ。だから、そういう点では、いわゆる苦情申立て、あるいは具体的に相談、そして調査、あるいは、時には公にすることも含めて、やはり行政から独立した子供の権利救済の機関、第三者機関、この設置というのにやはり踏み込むべきじゃないんですか。その辺のところでの認識というのは、改めて問いたいんですが、いかがですか。

委員長 子育て・若者支援課長。

河野友和 子育て・若者支援課長 子供の権利擁護の仕組みについて条例に盛り込むことについては、地域協議会においてもご意見をいただいているところです。現行の案では、項番10の基本的施策の一番下のところなんですけれども、そこにおいて、子供の権利が守られていない状態からの回復に必要な支援を行うための体制を確保するという形で記載をしているところでございます。委員からのご意見につきましては、地域協議会において共有し、引き続き検討してまいります。

委員長 秋間委員。

秋間洋 委員 今、23区中4区なんです、これを、第三者機関をきちんと置いているとこ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ろは、目黒、杉並、中野、世田谷。台東区もつくる以上、やはりいいものにすべきだというふうに思いますので、ここは引き続き検討をお願いしたいと思います。以上です。

委員長 ほかにござい……。じゃ、どちらか。

松尾委員。

松尾伸子 委員 子供への意見聴取ということで、ここ本当に大変重要なところだというふうに考えております。アンケートという形ですけれども、これ学校関係はどのように進めていられる、どういうふうに連携を取っていくかというのをちょっとお聞きしたいんですけれども。

委員長 子育て・若者支援課長。

河野友和 子育て・若者支援課長 区立の小・中学校につきましては、1人1台端末を使ってご回答いただきたいというところで、学校の協力も得ながら進めていきたいというふうに考えているところでございます。

区立小・中に通っていないお子さん、もしくは、あと高校生に関しては、アンケートフォームにつながる二次元バーコードを記載したはがきをお送りして、アンケートに答えていただくように周知、依頼していきたいと考えているところでございます。

委員長 松尾委員。

松尾伸子 委員 方法に関しては、皆さんに負担がかからないような形で、お子さんたちも気軽に答えられるということとはとても大事だとは思っているんですけれども、やはりこのアンケートするからには、お子さんたちがやはり納得をして、そして、意見が出やすいように、やはりその環境づくりというのがとても大事じゃないかなというふうに思っております。学校に関しても、授業の中で、もし可能であれば、時間をかけてお子さんたちのいろいろな思いを酌み取っていただけるような形をぜひ教育委員会のほうにも働きかけていただいて進めていただきたいなというふうに思っております。

また、学校に不登校のお子さんに関しても、とても繊細な部分で、ヒアリングすごく難しいかなというふうに思っておりますし、本当に丁寧に進めていかなければいけないと思っておりますが、ここの部分はどういうふうに考えていますか。

委員長 子育て・若者支援課長。

河野友和 子育て・若者支援課長 委員おっしゃられるように、子供たちに今回のアンケートの趣旨、子供の権利の重要性ですとか、子供の意見が大切であって、我々としてもぜひ条例に反映させていきたいと考えていることなどを十分に理解していただいた上で、できるだけ多くの方にご回答いただけるように、教育委員会と連携を図りながらしっかりと準備を進めていきたいと考えておりますし、不登校の方々につきましては、あしたば学級ですとか、また、先ほどちょっと申し上げましたがフリースクールとか、そういったところで声を拾えるかどうかというので努めていきたいと考えているところです。

委員長 松尾委員。

松尾伸子 委員 様々な方たちに関わっていただいて、本当にお一人お一人のお子さんから

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

本当に生き生きとした、何かやらなければいけないから答えるみたいなアンケートにならないように、本当に充実したアンケートにぜひしていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

委員長 中澤委員。

中澤史夫 委員 このアンケートに関してなんですけれども、はがきはどれくらい送付する予定なんですか。

委員長 子育て・若者支援課長。

河野友和 子育て・若者支援課長 対象の6歳から17歳のうち、区立小・中学校に通っていない方が対象だと考えておまして、4,500通程度を予定しております。

委員長 中澤委員。

中澤史夫 委員 分かりました。

調査時期が令和8年7月頃となっているんですけれども、それ調査期間ってどれくらい設けるんですか。

委員長 子育て・若者支援課長。

河野友和 子育て・若者支援課長 これから教育委員会ともいろいろ相談しながら決めていきたいと思っていますけれども、2週間から1か月ということは今、想定しているところです。

委員長 中澤委員。

中澤史夫 委員 多分そこらは打ち合わせしていると思うんですけれども、7月頃ということで、もう夏休みに入ってしまうと思うんですね。なかなか時間も少ない部分はあると思いますし、その辺の周知の仕方とか、アンケート調査の仕方とか、やはり多くの方にアンケート答えていただけるというのが一番大事だと思いますので、そこをしっかりとっていただきたいなと思います。

あと、大変ですけれども、学校の先生にはしっかり丁寧に、発言がありましたように話をさせていただいて、皆さんが参加していただくということが大事だということをしっかり伝えないと、子供たちもただやっていってしまうと、そういうものではないということをしっかりと、今後自分たちを守る、自分たちの意見が通るというところをしっかりと周知して、ここを分かっていたきながらやっていただくのが大事だと思いますので、その辺はお願いをしたいと思います。以上です。

委員長 村上委員。

村上浩一郎 委員 骨子案、ご報告ありがとうございます。大変これを、条例を、いい条例をつくっていただくように、また頑張ってくださいと思います。

私は、今の秋間委員のお話もありましたように、本当にヒアリングだとアンケートは大事だと思いますので、そこをじっくりと、しっかりとやっていただきたいと、要望だけさせていただきます。以上です。

委員長 高森委員。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

高森喜美子 委員 この子どもの権利条約、これは、今いろいろなアンケートなどの話がありましたけれど、まずはこの子供の権利という概念について、やはり広く、区民の方みんながきちんと認識していただくということが大事じゃないかなと思っております、それもそうですし、また、区が施策を進めていく中で、この子供たちの意見や子供たちの権利に関する認識をより行政としても深めていかなければいけないと。そしてまた、子供自身も自分たちの存在が尊重されるということについて、また、権利と同様に、その責任というものも感じてもらうなければいけないと。

つまり、社会全体としての認識を深めていくことによってこの条例は生きてくるんだらうというふうに思っておりますので、この専門的な議論はもちろんしていただくんですが、より多く区民の方にこの子供の権利に関しての認識を深めるために、いかなることをしていくのかなということがちょっと気になるんですが、そこはいかがでしょうか。

委員長 子育て・若者支援課長。

河野友和 子育て・若者支援課長 子供向けのアンケートについてなんですけれども、お答えいただく前に、子供の権利についての動画、短い動画で説明するようなものを見ていただいて、認識していただくのがまず一つ。

それから、今、台東区の公式ホームページのYouTubeに上がっている子供の人権に関する動画、人権講座が上がっていますので、それらについてさらに周知を図って、見ていただきたいというのがまた一つ。

子供たちにアンケートを行いますけれども、スクリレとかを活用して、保護者にもこうした取組をやっているということをお知らせすると同時に、そういったその人権のアンケートの動画もそうですし、公式ホームページに載っている動画も見ていただきたいというふうな周知を進めていきたいと思っています。幅広くこういった子供の権利について区が条例をつくっているということを知っていただいて、理解を深めていただけるように様々な取組を行っていきたいと考えてございます。

委員長 高森委員。

高森喜美子 委員 ありがとうございます。やはりそれには、どうしたらその共通認識が持っていけるかということについては、やはりいろいろなところでお互いに議論をするというか、意見を交換し合うということも大事だろうと思いますので、その辺は学校の中で、あるいは家庭で、あるいは職場で、いろいろなところでお互いにこのことについてどう思うという形で意見を交換し合う、議論をし合う、そういう中で自分の認識を改めるであるとか、あるいは深めるであるとかということが生まれてくるんだらうと思うので、そういうことも機会をつくるということもぜひ進めていっていただきたいというふうにお願いしておきます。以上です。

委員長 ほかがございませんか。

吉岡副委員長。

吉岡誠司 副委員長 失礼いたします。ご尽力ありがとうございます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

私自身の実体験なんですけれども、台東区の小学校で、いわゆる同級生がだんだん、何か先生に対して教育委員会に言ってやるというふうに、いわゆるそういう風潮が出てしまって、どんどんそれが広がって、先生が何も言えなくなってしまう、正しい教育ができなくなってしまうというような学校環境にあった私の実体験があったんですね。いわゆるその権利の認識のずれというものが、時にそういったことも起きてしまうということだけご認識いただければと思います。以上です。

委員長 では、ただいまの報告については、ご了承願います。よろしいですね。

(発言する者なし)

委員長 次に、(仮称)北上野二丁目福祉施設実施設計等について、(仮称)北上野二丁目福祉施設整備担当課長、報告願います。

(仮称)北上野二丁目福祉施設整備担当課長。

海野和也 (仮称)北上野二丁目福祉施設整備担当課長 それでは、(仮称)北上野二丁目福祉施設実施設計等について、ご説明いたします。資料3をご覧ください。

初めに、項番1、実施設計につきましては、別添1の実実施設計概要版により、基本設計からの変更点を中心にご説明いたします。

別添1をご覧ください。右下のページ番号のうち1ページをご覧ください。コンセプトにつきましては、変更ございません。

2ページをご覧ください。計画概要でございますが、延べ床面積につきまして、基本設計から約60平米増の約1万5,820平米となっておりますが、そのほか大きな変更はございません。

3ページをご覧ください。配置計画につきましては、変更ございません。

4ページをご覧ください。平面計画でございますが、このページの地下及び1階、次の5ページの2階及び3階に大きな変更はございません。

6ページをご覧ください。右側5階は職員の執務室などがございますが、執務室の拡張に伴い、ボランティア室を廃止しております。

7ページをご覧ください。左側6階は、水色の教育支援、青色の若者支援、緑色の交流の場のフロアとなりますが、図左上、若者支援のエリアにカームダウン室を設け、また、図中央下側の調理室の位置づけを教育支援から交流の場に変更しております。加えて、図右上、くつろぎ空間の上階にロフト機能を設けました。

平面計画の主な変更点は以上でございます。

8ページをご覧ください。立面計画につきましては、実施設計で追加したもので、自然調の素材や温かみのある色調を用いて親しみの持てる外観といたします。

9ページをご覧ください。断面計画につきましては、資料記載のとおりでございます。

10ページをご覧ください。遊具計画につきましては、遊び場に関するアンケート結果や基本方針を踏まえ、資料記載の遊具を選定しております。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

11ページをご覧ください。災害対策につきましては、基本設計から変更ございません。

12ページをご覧ください。環境配慮計画につきましては、実施設計で追加したものでございます。一次エネルギー消費量を50%以上削減するZEB Readyの達成に向け、現在、認証機関に申請中でございます。

13ページをご覧ください。イメージパースにつきまして、13ページに鳥瞰パースを、14ページに内観パースをお示ししておりますので、後ほどご確認ください。

15ページをご覧ください。計画スケジュールにつきましては、猛暑を考慮した適切な工期設定に伴い、新築工事期間を2か月延伸し、開設時期を基本設計時の令和11年7月から同年9月に変更しております。

実施設計についての説明は以上でございます。

恐れ入りますが、最初の資料にお戻りいただき、3ページをご覧ください。次に、項番2、新施設の各事業等につきましては、本資料の5ページ以降、別添2のとおりまとめております。基本設計時からの変更箇所を赤字で表記しておりますので、後ほどご確認ください。

次に、項番3、地中障害物撤去工事につきましては、9ページの別添3をご覧ください。項番1、工事概要は、記載のとおりでございます。

次に、項番2、工事の状況の(3)をご覧ください。松ぐいにつきましては、既存図面では確認できない位置に複数発見されているほか、振動工法により施工しましたが、想定よりもくいが太く長いこともあり、撤去できていない状況となっております。

次に、項番3、今後の対応です。建築工事に着工するためには、新築時のくいと山留め壁に干渉するコンクリートぐいと松ぐいを撤去する必要があるとございます。そのため本工事の契約期間を1か月延長し、対応策を検討してまいります。

恐れ入りますが、3ページにお戻りください。次に、項番4、予算額(案)です。(1)令和8年度予算は、新築工事等に係る経費として42億5,146万5,000円、次のページの(2)年度別予算内訳の主なものは記載のとおりです。

最後に、項番5、今後の予定です。第2回定例会に新築工事契約締結議案を提出し、7月に工事に着手、新施設開設は令和11年9月を予定しております。

長くなりましたが、ご説明以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

大浦委員。

大浦美鈴 委員 別添3の地中障害物の撤去工事についてなんですけれども、この松ぐいですよね、振動工法で施工したけれど撤去できなかったということで、現状どのような状況なんですか。

委員長 施設課長。

五條俊明 施設課長 お答えします。今現在、地中障害物撤去工事を行っております。その中で新築工事のくい打ち等に影響がある部分について、中心に掘削調査をしているところでご

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ございます。その調査の結果、今現在、約650本のくいが発見されているというところでございます。

委員長 大浦委員。

大浦美鈴 委員 契約期間1か月延長して対応策を検討するとおっしゃっていますが、この期間で対応策ってまとまるんでしょうか。

委員長 施設課長。

五條俊明 施設課長 今現在、計画地におきまして、松ぐい以外にも地中障害物があるかどうかということで、深さ2メートルまで全敷地調査しているところでございます。並行しまして、今後の松ぐいの撤去に当たりまして、新たな工法や工費、また実施時期につきまして、今、検討しているところでございます。また契約期間内にその内容を固めまして、改めてご報告させていただきたいと考えております。

委員長 大浦委員。

大浦美鈴 委員 じゃあ契約期間内にまとまるということを想定されるんですね。

委員長 施設課長。

五條俊明 施設課長 1か月延長した中で工法等も検討してまいります。

大浦美鈴 委員 分かりました。よろしくお願いいたします。

委員長 大浦委員、よろしいですか。

大浦美鈴 委員 はい。

委員長 ほか。

秋間委員。

秋間洋 委員 本来であれば、ちょっと基本設計のときに私も気がつけばよかったんですけど、児童発達支援のフロアが1階と2階に分かれて、相談の窓口が1階と2階にやはり分かれているんですけども、この2つの違いについてはどういう違いなのか、これについてお伺いしたいと思います。

委員長 松が谷福祉会館長。

江口尚宏 松が谷福祉会館長 児童発達支援のフロアは松が谷福祉会館が所管しておりますので、私のほうからお答えさせていただきます。

1階では、初めて発達に関する相談にいらっしゃる方の面接や定期的に通う程度ではないお子様に対して集団生活に慣れるための導入段階の個別・グループ指導などを通して心理士による保護者へのアドバイスを行うなどの区独自事業の相談事業を実施する予定でございます。

2階では、児童福祉法に基づきます障害児の心身の状況等を勘案し、必要な障害福祉サービスの種類や内容について、児童障害児支援利用計画等を作成、相談支援を実施するほか、児童発達支援センターとして区で発行した通所受給者証を基に契約したお子様に対して、各指導訓練室にて療育を実施してまいるというフロアになってございます。

委員長 秋間委員。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

秋間洋 委員 分かりました。今、松が谷福祉会館で既にやられているところを、さらに、機能を充実させたということで理解しました。

それと、2階に関しては、これは事業所が委託の部分が出てきます。この間の松が谷の児童療育は全部直営でしたから、そういう点ではあれだったんですけど、この委託の事業者と直営の部分の職員等の交流というのは非常に大事になると思うんですね、子供たちのためにもですね。非常に職員間の情報交換とか、あと研さんのし合いとか、こういうのって大事だと思うんですけど、その辺についてのちょっとスペースというか、そういうようなのというのがちょっと見当たらないなというか、そういうふうに思うんですけど、その辺については、スペースについてはどうなんですか。

委員長 松が谷福祉会館長。

江口尚宏 松が谷福祉会館長 お答えいたします。委員ご指摘のとおり、委託の職員と区の職員が密接に交流して連携を図ることは重要だと考えております。そうした観点を踏まえまして、平面図の西側に記載されている執務室については、区職員と委託の職員が同じ執務室となるように設計してございます。

また、必要に応じてランチルーム等を活用して打合せを行うなど、交流や情報共有を図ることで子供一人一人に寄り添ったサービス提供をしていきたいというふうに考えてございます。

委員長 秋間委員。

秋間洋 委員 今、フリーアドレスばやりだからあれだけれども、率直に言うと、このどこだったっけ、子育てで視察行ったところあったですよ。あれ、障害者……。そうですね。非常にやはり直営でやっている中核の部分というか、相談支援の中核の部分と、あと実際に子供と触れ合っている委託の部分とというのが、職員が非常によく、全く違う、あれつけているから。あれどこだったかね、忘れちゃった私。たしか明石だったかな、すごく非常に職員間の縦割りみたいな、そんなのがなくて、非常に活発にやっているなという感じ、外からでも分かったというのがあって、ああいうふうにやってほしいなというふうに思います。その辺のところを強く思いました。以上です。

委員長 ほかがございますか。よろしいですか。

(発言する者なし)

委員長 ちょっと私から一言だけ、すみません。

先ほど大浦委員のやり取りの質問の中で施設課長がご答弁いただいた、松ぐいが650本ということだったんですけども、それを1か月で撤去するというか、検討されるということでもあったと思うんですね。

ちょっとその地下埋設物とか構造物とかの撤去を1か月でそれだけのものをこなすのは、非常に大変だと思います。正直なところ予算等もかなりかかってくる。例えば、数十本単位ぐらいであれば問題ないとは思うんですけども、それだけの数になると、やはり1か月だとかなり難しいでしょうし、今契約している金額だけでは難しいんじゃないのかなというふうに私は

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

思います。

また、それを一気に撤去してしまうと、恐らく近隣への地盤沈下等の心配も出てくると思いますので、近隣住民のその影響をよく考慮した上で、確実に撤去できるように、また、その工期についてもあまり強引なことにならないように、慎重な検討をお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

ただいまの報告については、ご了承願います。

委員長 次に、親子関係形成支援事業の実施について、子ども家庭支援センター長報告願います。

子ども家庭支援センター長。

田畑俊典 子ども家庭支援センター長 それでは、親子関係形成支援事業の実施について、ご説明いたします。資料4をご覧ください。

項番1、目的です。子供への関わり方や子育てに不安を抱えている保護者に対し、子供への具体的な関わり方を学ぶプログラムを提供することで、親子間における適切な関係性の構築を図り、虐待の未然防止につなげてまいります。

項番2、事業内容をご覧ください。(1)対象者は、子育てに悩んでいる4歳児から9歳児までの保護者とし、(2)内容は、講義、グループワーク、ロールプレーを内容としたペアレント・トレーニングと保護者同士の悩みを共有できる場を提供いたします。(3)実施回数、(4)定員は、資料記載のとおり、1クール当たり6回の講座を年2クール、1クール当たりの定員を6名で実施いたします。

項番3、職員育成をご覧ください。子ども家庭支援センター職員が研修を受講することで、ペアレント・トレーニングのファシリテーターとしての技術や姿勢を習得します。

項番4、予算額(案)をご覧ください。歳入歳出額は、それぞれ資料記載のとおりとなります。

最後に、項番5、今後の予定をご覧ください。6月から第1クールを、10月から第2クールを実施する予定となっております。

説明は以上となります。

委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

中澤委員。

中澤史夫 委員 定員が6人ということなんですけれども、これ募集が例えば6人以上となった場合は、どういった対応をするのでしょうか。

委員長 子ども家庭支援センター長。

田畑俊典 子ども家庭支援センター長 定員を上回る申込みがあった場合は、抽せんにて参加者を決定させていただきます。

委員長 中澤委員。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

中澤史夫 委員 例えば、抽せんに漏れてしまった方への対応というのは、何か考えているんでしょうか。

委員長 子ども家庭支援センター長。

田畑俊典 子ども家庭支援センター長 受講の意思があったにもかかわらず受けられなかった方へのフォローというのは重要であるかなというふうに認識をさせていただきます。落選された方につきましても、抽せん結果を文書、メール等でお伝えしますので、その際、相談したいことがあれば、いつでも子ども家庭支援センターに相談してもらいたい旨を記載し、子ども家庭支援センター相談担当の連絡先を教えるなど、できる限りのフォローを行っていきたいと考えております。

委員長 中澤委員。

中澤史夫 委員 やはり興味があって、参加したいなって方がいらっしゃる。全員が受講できればいいんですけども、ただ、どうしても人数がもし増えてしまった場合ですと、なかなか難しい場合は、というのは、フォローというか、しっかりとその体制を整えていただければと思います。

あと、これちなみにスケジュールとか、日程とか、時間帯とかいうのは決まっているんでしょうか。

委員長 子ども家庭支援センター長。

田畑俊典 子ども家庭支援センター長 資料の項番5、今後の予定に記載のとおり、第1クール、第2クールの実施する月というのは、大まかには決まっておりますが、細かい内容については、今後決めてまいります。

委員長 中澤委員。

中澤史夫 委員 参加される方が参加しやすい時間帯とか、日程とか、なかなか今、共働き世帯もありますし、例えば、4歳児からということで、まだまだ学校に、幼稚園とか園とかに通っている方もいらっしゃると思いますので、その辺しっかりと参加できるような体制をしていただければと思います。

ちなみに、3番の職員構成のところ研修というのが書いてあるんですけども、これ研修いつ頃から始める予定でしょうか。

委員長 子ども家庭支援センター長。

田畑俊典 子ども家庭支援センター長 こちらNPOが実施をする研修に参加をする形になりますので、そちらの募集があり次第となりまして、来年度入ってからになってございます。

委員長 中澤委員。

中澤史夫 委員 もう6月から始まるということなので、しっかりと体制も整えながら、大事な時期だと思いますので、しっかり進めていただければと思います。以上です。

委員長 ほか。

松尾委員。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

松尾伸子 委員 この親子関係形成支援というのは、本当に、やっと実現するんだなという思いでいっぱいなんですけれども、要は、その親子の間で、本当に子育てする親御さんも初めてだし、お子さんたちも育っていく中で、様々な不安とか、いろいろな悩みとか乗り越えていく、親子で成長していくという部分では、やはり前もって様々なコミュニケーションをお互いに高め合っていくということはすごく大事なんじゃないかなというふうに思っております。虐待ですとか、特に発達障害があるお子さんをお持ちのご家庭ですとか、様々な、最初から知っていれば、こういうふうに接していればという、そういうお声をよく伺うので、とても大事な事業であるというふうに思っております。

これは、今回はこういう形で6人1クールでやっていただけますけれども、今後もぜひ拡大をして進めていっていただきたいなというふうには思っているんですが、そのようなことについてはいかがでしょうか。

委員長 子ども家庭支援センター長。

田畑俊典 子ども家庭支援センター長 こちら来年度の新規事業となりますので、まず、その状況を見てからということにはなりますが、他自治体におきましては、対象者を絞って、今、委員おっしゃっていただいたとおり、発達にちょっと不安のあるご家庭を対象とした、特化したようなクラスを設定しているような自治体もございますので、そういった対象を絞ったようなやり方などについても検討していきたいと考えてございます。

委員長 松尾委員。

松尾伸子 委員 知っていれば、本当にコミュニケーションが良好になって、トラブルを回避できるという、とても大事な学びの場にもなっていくかと思っておりますので、ぜひ頑張ってくださいと思っております。よろしく願いいたします。

委員長 高森委員。

高森喜美子 委員 ここの3番に書いてある職員の育成なんですけれども、やはりこの事業がうまく円滑にいった、しかも来ていただいた方が行ってよかったと、自分たちの親子関係もよくなっていったというふう実感していただけるためには、この職員の方のスキルというんですか、そういうところが非常に重要だというふうに思っております。

そこで、これは1回の研修を何人ぐらいの職員が受講し、また、継続的にそのスキルアップをしていくようなこととか、それから、そういう職員の技能のところはどのように考えているのか教えてください。

委員長 子ども家庭支援センター長。

田畑俊典 子ども家庭支援センター長 まず、来年度ですけれども、こちらの研修には2名の職員が参加をいたします。

すみません、ちょっと説明が不足しておりましたが、来年度の事業に関しましては、外部の講師にこちらの事業をお願いしまして、行く行くはこの子ども家庭支援センターの職員でこちらの事業を行っていただけるような形で技能のほうを習得していきたいと考えてございます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

研修で培った知識につきましては、また9年度以降、もしこの事業を実施できるのであれば、その事業の中に入って行って、実際に外部の講師と一緒に学んでいくような、そういったスキルアップを図っていきたいと考えてございます。

委員長 高森委員。

高森喜美子 委員 ここに2番の内容のところに書いてある、グループワークだとか、あるいはロールプレーというようなところは、結構ちょっと専門性が高い内容なんだろうというふうに思っております、外部の講師の方のそのやり方であるとか、それから研修の内容であるというのは非常に重要だなど。ぜひ、そういうスキルを持った職員がいるということも大事なので、そこは頑張ってやっていっていただきたいと。

それに、この受講される方は、早い話が大人なんで、その大人が自分の生き方だとか、考え方だとか、今までのやり方だとかを変えろというのは結構難しいところがあるというのが現実だと思っております。誰でも人のことは批判するんだけど、自分のことを客観視して自分を変えるというのは、誰もが難しいところなんですよ。しかしながら、Aが変わればBが変わるという法則がありまして、そのAが変わるとするのは親なんですよ、親が変われば、その子供も行動が変わるということが昔から言われておりますので、そういう意味では、よき環境を親自身がどういうふうに自分自身を律しながらつくっていくのかということが極めて重要だと思いますので、ぜひその点をしっかりと認識をしていただいて、この内容を進めていっていただきたいというふうをお願いしておきます。

委員長 ほかがございますか。よろしいですか。

(発言する者なし)

委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

委員長 次に、新たな東京都児童相談所の設置に向けた検討状況について、区民部副参事、報告願います。

区民部副参事。

田畑俊典 区民部副参事 それでは、新たな東京都児童相談所の設置に向けた検討状況について、ご説明いたします。資料6をご覧ください。

項番1、現況です。昨年第4回定例会の本委員会において報告後、東京都、墨田区と複数回にわたって協議を行い、墨田区内に設置される新都児相について検討を進めてまいりました。

項番2、確認内容をご覧ください。(1)新都児相についてです。所在地は、記載のとおり、墨田区のすみだ保健子育て総合センター内となっており、施設機能は、相談機能のみで、一時保護所機能はありません。開設に向けた工事期間は、令和9年1月からを予定しており、現在実施設計中であることを確認しております。

(2)新都児相における一時保護の運用方針案についてです。先ほど申し上げたとおり、現時点で新都児相内に一時保護所を設置をしないこと、管轄地域を想定している本区の児童を一

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

時保護する場合は、他の児童相談所一時保護所での広域対応や民間施設等を活用した一時保護委託で対応する予定であること、今後、東京都において都全体の一時保護体制を検討していく予定であることを東京都に確認しております。

(3) 墨田区との連携についてです。両区の子ども家庭支援センター間の連携・交流について、今後協議を進めることを墨田区子ども家庭支援センターと確認しております。

項番3、今後の方向性をご覧ください。現在実施している都区児童相談共同運営モデル事業の充実や新都児相との連携による本区の児童相談体制の強化について、引き続き東京都と協議検討を進めてまいります。

最後に、項番4、今後の予定をご覧ください。令和9年に墨田区内に新都児相を開設予定となっております。

説明は以上となります。

委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

村上委員。

村上浩一郎 委員 ちょっと確認だけ取らせていただきたいと思います。本当にこの検討状況、ご報告いただきましてありがとうございます。東京都と墨田区と本区ということで、それなりの連絡網できていると思うんですが、いろいろとご苦労もあるかなというふうに推測いたします。本当にお疲れさまです。

ちょっと確認したいのは、本区におけるこの児相に対する携わりというか、例えば、人的なものです。そういったものって今、本区はどのような状況なのか、それを教えていただきたいと思います。

委員長 区民部副参事。

田畑俊典 区民部副参事 失礼いたしました。ただいま本区におきましては新宿の児相センターの管轄に入っておりますが、現時点で職員の交流ということで、派遣のほうで区の職員が児相のほうに行っているような状況になってございます。

委員長 村上委員。

村上浩一郎 委員 その職員の方は何名単位ぐらいなのか、その期間、どのぐらいなのか、それだけ教えてやっていただきたいと思います。

委員長 区民部副参事。

田畑俊典 区民部副参事 年度によって異なりますが、今年度は1名の職員が行っております。

委員長 村上委員。

村上浩一郎 委員 ありがとうございます。今後とも、本当大変児相は必要なんで、一生懸命頑張っていたきたいというか、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

委員長 秋間委員。

秋間洋 委員 今回、一時保護所を見送るというふうになったんですね。これは、理由は何

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

なんですか。

委員長 区民部副参事。

田畑俊典 区民部副参事 都の児童相談所に一時保護所を設置するかの判断は、あくまでも東京都となりますが、その上で東京都に確認したところ、新都児相が入るすみだ保健総合センターは複合施設となっておりまして、一部保護所を併設するだけの広さがなかったためと聞いております。

委員長 秋間委員。

秋間洋 委員 荒川に視察に行ったときに、荒川が先行してやっていて、あそこは一時保護所を非常に苦労して、でも運営しています。ただ、そのことが全体のやはり刺激というか、底上げというか、そのようなものになっている。

私、一番、今のその新宿の保護所、例えば、台東区の場合にそこで対応するかどうかは別にしてということになると、やはり最大のメリット、メリットというか、長所だった距離の問題というのがありましたね。距離の問題というのは、一時保護所からの通学の問題等にも非常に関わるんですよ。

今、この間、毎日新聞だったかな、でいいますと、79の自治体に調査をしたら、一時保護が短期間だった子供を除くと、週4日以上通学していた小・中学生は6%と、つまり、一時保護所から通学がほとんどできていないという実態なんですね。そもそもその意向を確認しているかどうかっていったら、これも3割の自治体しか、その子がその学校に通いたいのかどうかという意向を調査していない。これはやはり大問題だというふうに思うわけです。

そういう点では、今回そこに一時保護所を設置しないことは、これは方針なんだろうかもしれないですけども、現在、新宿等に行っている台東区の保護されている子供で、通学について、どこまで本人の意向が酌まれて実現できているのか。これ子家センで分かるかどうかはあれですけど、あと、遠距離を理由に通学支援ができないケースというのはないのか、この辺についての実際はどうなんでしょう。

委員長 区民部副参事。

田畑俊典 区民部副参事 一時保護につきましても児童相談所の権限となっておりまして、ご質問いただいた内容について、ちょっと個別具体的な答弁はできませんので、一般的な児童相談所の対応についてお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、児童福祉法等の法律上におきまして、一時保護所において保護されている児童の通学を禁止することというのは、当然規定はされておりませんが、親の連れ去り防止をはじめ、子供の身の安全の確保を考えまして、通学をしていないケースも多いというふうには聞いてございます。

一方、通学を希望する子供がいた際は、状況に応じて児相が送迎を行うことで通学をさせているケースや、児童相談所内の指導職員による学習指導を行って、学習習慣と意欲の向上に努めているというふうには聞いてございます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

委員長 秋間委員。

秋間洋 委員 一般論は分かるんですけど、ある通学率の高い、これは毎日新聞の調査ですけれども、自治体は、児相の職員がシフトを組んで、タクシーで学校まで送迎すると、そこまでやっているところもある。その子が通いたいという熱意があった場合ですよ。それと、あと通学しやすい距離にある児童養護施設に一時保護を委託したりするという、こういうことしても学校生活というのは大事に考えているんですね。

そういう点では、今回、墨田の一時保護所ができないというのはあれですけれども、少なくとも台東区でそういう保護の必要がある子供がいる居場所というのが近くにまたなくなる、なくなるというか、可能性があったんだけど、それがないということになった場合に、やはり通学の問題というのは、ぜひ、一般論ではなくて、具体的にこれからは見ていただきたいということを要望しておきます。

委員長 中嶋委員。

中嶋恵 委員 一時保護の設置しない理由についてはお伺いできたので、答弁は重なるので結構なんですけれども、要望として、台東区内、区児相をつくる検討というのはあったかもしれないんですけども、都児相ですと50万人規模の大きな自治体でつくるということと思うので、墨田区との今回の連携の取組は大変期待をしておるんですけども、例えば、親が子供を奪いに来てしまうケースとかが可能性があったりですとか、あとは子供が、脱走してしまう子供とかも中にはいるかもしれないので、一時保護施設のプライバシーの保護の観点からも、誰でも簡単に行けるようにはしないような工夫というのもお願いできればと思いますので、その辺りも要望としてお伝えしておきます。

委員長 ほかはよろしいですか。

(発言する者なし)

委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

委員長 次に、産後ケア事業の充実について、保健サービス課長、報告願います。

保健サービス課長。

塚田正和 保健サービス課長 それでは、産後ケア事業の充実について、ご説明いたします。資料7をご覧ください。

項番1、産後ケア事業利用に係る区負担額の変更についてです。(1)背景ですが、近年の物価高騰の影響などにより産後ケアの利用料は上がってきており、区負担額との差額である利用者負担は増傾向ですが、平成29年度の事業開始以降、区負担額の基本額については変更していません。

(2)目的ですが、産後ケアの利用に係る区負担額の変更を行うことで、利用者の負担増を抑制するものです。

(3)内容です。平成29年度からの利用料の上昇率の実績である10%をベースに、全ての類

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

型について変更します。宿泊型及び日帰り型、乳房ケア、それぞれ現行と変更後の金額は表のとおりです。

次のページをご覧ください。項番2、産後ケア施設に対する改修費等支援についてです。

(1) 内容です。産後ケア施設の老朽化等の対応のため、国庫補助事業を活用し、産後ケアで使用する居室等に係る内装・設備工事の経費の一部を補助するものです。

(2) 対象施設は、吉田産婦人科医院です。当該施設は、平成29年7月から宿泊型を実施していましたが、現在は休止しています。令和7年11月から外来型・訪問型乳房ケアを実施しており、建物の建て替え後、宿泊型を追加して実施する予定です。スケジュールは、令和8年6月から令和9年6月頃に工事をするというふうに伺っており、工事終了後、新施設で事業を実施するものでございます。

項番3、予算額です。歳入は、国と都の補助金で859万5,000円、歳出は、事業充実分の1,017万8,000円で、うち利用に係る区負担額の変更が543万2,000円、改修費等支援が474万6,000円です。

項番4、今後の予定です。令和8年4月利用に係る区負担額を変更し、また、令和8年4月以降、工事等の進捗に応じて改修費等支援を実施していきます。

説明は以上です。

委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

本目委員。

本目さよ 委員 今回の産後ケア事業充実において、区負担額、物価高騰に対応して見直すことは、適切な対応だなというふうに受け止めていますが、一方で、産後ケア、金額の問題だけではなくて、実際に希望している人が利用できるかどうかというのはすごく重要です。

例えば、隣の中央区では、医療機関ではない民間事業者、といっても助産師さんたちが経営している会社ですけれども、が実施する日帰り型の産後ケアがあって、利用の選択肢が広がっているんですけれども、医療機関ではない、限定しない形での実施により、例えば、なかなか難しい1歳までの産後ケアみたいなところ、今、鳥越の助産院さんしか多分、集団型しかないかなと思うんですけれども、そうじゃないところの形としても選択肢の一つとして考えられるんじゃないかなというふうに思っています。

本区においても、現在の実施設への支援に加えて民間事業者の参入の可能性だったりとか、日帰り型や短時間利用型のさらなる充実、あとは新たな産後ケア施設の誘致や拡充といった観点から、利用しやすい環境づくりを進めていくことが必要じゃないかなというふうに思うんですけれども、その辺いかがでしょうか。

委員長 保健サービス課長。

塚田正和 保健サービス課長 産後ケア事業については、ご指摘のとおり利用が年々増加傾向でございまして、これに対応するため、今年度も年度途中で新たに宿泊型1施設と契約するなど、提供できるサービスの確保に努めているところでございます。しかしながら、近隣の産

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

科医療機関には限りがございますので、今後の産後ケア事業においては、サービスをどのように確保していくか、幅広く様々な手法を検討していく必要があるというふうに考えているところでございます。

委員長 本目委員。

本目さよ 委員 ぜひ、負担軽減と併せて、選べるまでまず多分いかないと思うんですけど、予約が取れる、通いやすいといった実効性のある体制づくりについて、産婦、できれば父親も支援をする、できる台東区であってほしいなとも思います。以上です。

委員長 ほかよろしいですか。

(発言する者なし)

委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

委員長 次に、認定こども園や幼稚園等を利用する世帯への支援の拡充について、児童保育課長、報告願います。

児童保育課長。

村松有希 児童保育課長 それでは、報告事項、教育委員会 1、認定こども園や幼稚園等を利用する世帯への支援の拡充について、ご説明いたします。資料は 8 をご覧ください。

項番 1、概要です。認定こども園や幼稚園等を利用する世帯の経済的負担を軽減するため、利用料に対する支援の拡充を実施するものです。

項番 2、支援の内容です。まず、(1) 認定こども園、幼稚園等における預かり保育料等については、給付額の上限を、住民税非課税世帯の満 3 歳児には日額 490 円、最大月額 1 万 7,700 円、3 から 5 歳児には日額 490 円、最大月額 1 万 2,300 円に拡充をいたします。

(2) 私立幼稚園における保育料については、給付額の上限を月額 2 万 8,000 円に拡充いたします。

(3) 一時預かり・病後児保育事業等の利用料については、給付額の上限を、住民税非課税世帯のゼロから 2 歳児には月額 4 万 5,700 円、3 から 5 歳児には月額 4 万 300 円に拡充いたします。

項番 3、実施時期です。今回の支援は本年 10 月からの国の制度改正によるものですが、本区においては本年 4 月からの実施といたします。

項番 4、予算額(案)は、歳入は、10 月以降分の国・都負担金、歳出は、拡充分としての金額を記載してございます。

ご説明は以上です。

委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

委員長 次に、令和8年度における保育環境の整備について、児童保育課長、報告願います。
児童保育課長。

村松有希 児童保育課長 それでは、報告事項、教育委員会3、令和8年度における保育環境の整備について、ご説明いたします。資料は10でございます。

項番1、概要です。子供の健やかな成長はもとより、保育の質の向上、保育士等の業務環境改善を図るため、安全安心な環境を確保し、また、保護者の利便性向上、負担軽減を図るため、項番2に記載の3点に取り組みます。

まず、(1)見守りカメラの設置です。子供の安全安心の確保や不適切保育の抑止、保育士等の業務環境改善のため、令和8年度から2か年程度で公立保育園の各保育室に見守りカメラを設置いたします。映像は録画をし、ふだんはモニターには表示をせず、必要がある場合にのみ確認をいたします。

次に、(2)おむつの定額制サービスの導入です。各家庭から持参している紙おむつ及びお尻拭きにつきまして、持参せずに園にあるおむつを一定の月額料金により利用できるおむつの定額制サービスを、区立保育園10園、石浜橋場こども園で実施をいたします。このサービスは、アの実施方法に記載のとおり、利用を希望する保護者と事業者間での直接契約となるため、区の経費負担はございません。イのスケジュールにつきましては、記載のとおり、7月よりサービスを開始できるよう準備を進めてまいります。

次のページをご覧ください。(3)居宅訪問型病児・病後児保育利用料助成の充実です。区では、子供が病気やけがで登園できないときに、ベビーシッターを利用した保護者に対する利用料を助成しています。この助成上限額を増額をいたします。

項番3、予算額(案)は、見守りカメラの設置に係る工事費と居宅訪問型病児・病後児保育利用料助成の充実分を合わせ、記載の金額、項番4に記載のスケジュールで進めてまいります。ご説明は以上です。

委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

本目委員。

本目さよ 委員 今回公立保育園の見守りカメラ設置に予算がついたことは、とても意義があるなというふうに受け止めています。虐待予防の観点だけでなく、現場で一生懸命に働いていただく保育士の皆さんを守るという観点からも、とても重要だなというふうに思っています。

幾つか確認させていただきたいのが、まず、今回の設置対象は、ゼロから2歳児クラスのみでしょうか、それとも3歳から5歳の保育室も含めて整備するのか。

あと、過去には私立園に対して防犯カメラの設置の助成があったと記憶していますが、何かその辺も、あったかどうかみたいなのところをぜひ、もしあったとしたら、どれぐらいの園が設置しているのかも教えてください。

委員長 児童保育課長。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

村松有希 児童保育課長 まず、初めのご質問で、設置の場所についてですが、ゼロから5歳児まで全てのクラスの各クラスと、あと園の中の遊戯室、それから、園の構造によりましては、トイレの出入口が映るところに設置をする予定でございます。

それから、2つ目のご質問の私立保育園への補助ですけれども、令和5年度と6年度に東京都の補助を活用しまして、お子さんの緊急安全対策という補助だったんですけれども、そちらの補助金を活用して、18の私立の保育所で設置したという実績を把握しているところでございます。

また、今年度なんですけれども、国のほうで性被害防止対策という補助金がありまして、そちらを活用して導入を検討している支出もあるというふうに聞いているところ、数字は、ちょっとすみません、ちょっとまだ出てこないんですけれども、聞いているところでございます。

あと、その補助金を活用せずに導入している園というのもあるかとは思いますが、そちらについては、申し訳ありません、把握をしておりません。

委員長 本目委員。

本目さよ 委員 ぜひ、公立園で整備が進んだら、もしかすると、公立やっているんだったらうちもみたいに出来るかもしれないので、こういうのでもできますよというのをご案内したりとか、必要な支援の体制を整えていただきたいなど。認可は、認可園なので、公私問わず、同じ制度の下にあるので、ぜひそこは支援していただきたいと思うのと、あとは、3から5歳も設置するということでしたので、ここ大事なんですけれども、現在、就学前教育の充実が進められている中で、区立保育園、区立こども園、区立幼稚園、この後者2つは、特に今回報告がないということなんですけれども、今後何か計画とかあったりするものなんでしょうか。

委員長 学務課長。

仲田賢太郎 学務課長 まず、こども園につきましては、設置が既に行われております。区立幼稚園につきましては、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

委員長 本目委員。

本目さよ 委員 少なくとも区立施設間では同様の安全対策講じられるべきじゃないかなというふうに思いますので、ぜひ検討を進めていただきたいと要望します。以上です。

委員長 ほかがございますか。

大浦委員。

大浦美鈴 委員 2番のおむつの定額制サービスの導入についてお伺いします。これは、実際持っていくってすごく面倒くさいし、忘れてしまったりすると、園のほうでお貸ししましたみたいに、またそれを戻さなければいけないとかいう、結構負担が重かったものだと思うので、周辺区でも要望があってやっているということで、導入されることはとても好ましく思います。

保護者と事業者の直接契約ということで進んでいくと思うんですけれども、これ決まってしまった後、例えば、その業者に対して、ちょっと不満が出たりとか、金額が折り合わないとかってなった場合、区はどのようにしてそういったものを管理して、タッチしていただけるん

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

でしょうか。

委員長 児童保育課長。

村松有希 児童保育課長 今回事業者の選定、区のほうでさせていただくんですけれども、サービス導入後も毎年度保護者のアンケートを実施いたしまして、その結果を検証し、必要に応じて事業者の再選定ということも考えていくのかなというふうに思っているところでございます。

委員長 大浦委員。

大浦美鈴 委員 じゃあ、再選定もありということで進んでいくということですね。

委員長 児童保育課長。

村松有希 児童保育課長 そのアンケートの結果を見て判断していくということでございます。

委員長 大浦委員。

大浦美鈴 委員 分かりました。やり出さないと分からないこともいろいろ出てくると思うんで、直接契約とはいえ、やはり区がちゃんと指導の下、管理していただいて、しっかりとこれが本当に便利に使われるようお願いいたします。以上です。

委員長 要望でよろしいですね。

大浦美鈴 委員 はい。

委員長 秋間委員。

秋間洋 委員 見守りカメラですけれども、先ほど、必要がある場合の再生のことですけれども、そういう管理全般なんですけど、どういうふうにならっているのかと。

あと、保護者とか保育士の意見を十分反映させてルールづくりを行うべきではないかと、これについてお願いします。

委員長 児童保育課長。

村松有希 児童保育課長 対応いたします。まず、見守りカメラの導入に向けては、区立の園長会を通じまして、現場の保育士の意見ですとか、要望を聞きながら進めてきているところでございます。管理や情報の処理のルールについては、区の防犯カメラの運用ルールですとか、あとは国のこういった見守りカメラの設置についてのガイドラインを参考にしながら、現在検討しているところなんですけれども、具体的には、録画のデータは、何かがあった場合にのみ職員が確認するものとし、1か月で自動的に上書き消去されるというような運用をしていく予定でございます。

また、こうした運用ルールを整えた上で、改めて保育現場の職員ですとか保護者の方にも理解を得られるように、丁寧に説明をしてまいりたいというふうに考えてございます。

委員長 秋間委員。

秋間洋 委員 1か月ですか。これは多分セアのところでやっている、防犯カメラの1か月という、そのことなんですけれど。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

委員長 児童保育課長。

村松有希 児童保育課長 区立施設ですとかの一般的な防犯カメラのデータの保存期間は、7日程度というところでございます。ただ、今回設置の目的である不適切保育を抑止していくことが目的であるんですけれども、もしそれを確認するような事態が発生した場合というところで、その7日間でデータが消えてしまうというのでは、ちょっとその発見、発覚までに一定の時間がかかることも想定されるため、今回1か月ということで、長めに設定をしているというところでございます。

委員長 秋間委員。

秋間洋 委員 防犯カメラの問題は、所管のところじゃなくて生活安全推進のところの横断的なあれで、前も問題にしたことがあります、7日で短いんじゃないかというのは、実際に事故があったときの問題で、ありました。

今の1か月というのはどうなのかというのは、今日、別に議論はしませんけれども、いずれにしても、非常に、先ほど言った、その必要がある場合の判断ですよ。これをじゃあ誰が行うのかとか、そのようなところというのは、非常にこの映像というのはプライバシーにとって、もちろん私はこれ否定しません、今の保育の現場の中で、先ほど本目委員からもあったけれど、保育士守るって面もあるし、そういう点では否定はしないんだけど、ただ、非常に映像という個人情報極めて本当に大事なものであるから、そのルールづくりは本当に丁寧にやっていただきたいということだけ申し上げておきたいと思います。

委員長 ほかよろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

委員長 次に、谷中保育園隣接地整備について、児童保育課長、報告願います。

児童保育課長。

村松有希 児童保育課長 報告事項、教育委員会4、谷中保育園隣接地整備について、ご説明をいたします。資料は11でございます。

項番1、概要です。昨年取得いたしました隣接地を整備し、公道から保育園に出入りできるようにいたします。これにより車両の搬入が可能となり、駐輪スペースや公道に接した避難経路の確保が可能となるものでございます。

項番2、整備図面は、次のページの別紙1をご覧ください。園舎の南側、図面では右側になりますが、L字型の部分が当該地となります。別紙1の図面と併せまして、資料の項番3、整備内容をご覧ください。建築工事、給排水設備工事、電気設備工事を行います。地面を舗装し、公道に面したところ出入口となる門扉、隣接地との間にフェンス、園舎とは段差がございますので、スロープ等を設置いたします。

項番4、予算額、項番5、今後の予定は、資料に記載のとおりです。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ご説明は以上です。

委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

委員長 次に、こどもクラブ待機児童対策の今後の方針について、放課後対策担当課長、報告願います。

放課後対策担当課長。

別府芳隆 放課後対策担当課長 それでは、教育委員会の5、こどもクラブ待機児童対策の今後の方針について、ご説明をいたします。資料12をご覧ください。

初めに、項番1、経緯です。台東区こどもクラブ待機児童対策緊急3か年プランに基づき対策を進めてきた結果、待機児童数は、令和5年度の178人から令和7年4月時点では54人と減少しております。しかし、申請者数は予測から上振れし、令和8年度以降も引き続き待機児童対策が必要となっております。

項番2、今後の方針についてです。まず、(1)基本的な考え方をご覧ください。こどもクラブの定員を確保することに加え、放課後子供教室や児童館といった放課後対策事業を一体的に推進していくことでクラブ需要の分散を図り、令和10年度に向けて待機児童の解消を目指してまいります。

次に、(2)主な取組内容です。こどもクラブについては、定員の拡大を図るため、民設こどもクラブの誘致を進めます。なお、整備地域は、申請状況等を勘案し、年度ごとに検討してまいります。整備予定については、表のとおりです。

放課後子供教室については、令和9年度に金曾木小学校で新たに開始するとともに、大規模改修工事が令和8年度から令和13年度まで続く田原小学校については、工事期間中に放課後子供教室を開始できるよう調整をいたします。また、こどもクラブの利用申請や整備状況等を踏まえながら、各小学校と協議した上で、実施時間延長校の拡大を進めてまいります。

その他の放課後の居場所については、記載のとおりとなります。

今後の方針の全文については、後ほど別紙をご覧くださいいただければと存じます。

項番3、今後の予定です。令和8年4月以降に取組を進めてまいります。

ご説明は以上となります。よろしくお願ひ申し上げます。

委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

秋間委員。

秋間洋 委員 この間の申請者数の増加について、共働き家庭の増加と区内出生数が令和5年以降、また増加に転じているという、こういうところを根拠にしています。

それは、客観的にそうなんだろうというふうに思うんですけども、ちょっと調べてみると、4年生以上のお子さん、子供の利用が年々増えているんですね。この3年度を見ると、令和5

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

年度が163、当初ですね、令和6年が203で、今年度の当初が252と、率で言っても11.6から16.0まで増えていますね。そういう点では、そういう高学年の利用申請者数の増加というのも要因としてあるんじゃないかと、この辺についてはいかがですか。

委員長 放課後対策担当課長。

別府芳隆 放課後対策担当課長 委員ご指摘の点については、区のほうでも認識をしております。高学年児童の申請者数の増加なんですけれども、低学年児童の申請率が上昇していることと、進級しても継続して利用を希望する割合が増えていることなどが大きな理由であると考えております。今回、これらの点も踏まえて需要を予測しておりまして、必要な定員の確保を図ってまいりたいと考えてございます。

委員長 秋間委員。

秋間洋 委員 ぜひ、そののところというのは、私、要因は、様々、地域でなかなか子供が安全に抱え切れなくなっているというか、そのような状況。例えば、昔だったら、お寺ごとに、何かお寺さんが大体、放課後また何かしら支えてみたいな、そういうようなのがなくなっている地域の、いわゆる防波堤みたいなの、ダムみたいなの、そういう役割が崩壊してきているという問題があるんじゃないかなと。4年生以上でこどもクラブって、前は考えられなかったですからね。そういう点では、別にそれがいい、悪いという意味じゃなくて、法律はもっと高学年までというふうにもむしろなってきた、これは、逆に言ったら、世の中との裏表の関係というのはあるかもしれないんですけど、やはり台東区は、高学年化に対応しているというんならそれでもあれなんですけれど、私立のこういう民設民営のどんどん増やすだけで私はいいのかなということを感じておるところであります。以上です。

委員長 ほかよろしいですか。

(発言する者なし)

委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

委員長 次に、令和8年度の放課後対策事業について、放課後対策担当課長、報告願います。
放課後対策担当課長。

別府芳隆 放課後対策担当課長 それでは、教育委員会の6、令和8年度の放課後対策事業について、ご説明をいたします。資料13をご覧ください。

初めに、項番1、民設こどもクラブの整備です。まず、(1)誘致・開設です。令和8年度の待機児童対策として、民設こどもクラブを2か所誘致してまいります。うち1か所は、台東育英小学校区周辺とし、もう1か所は、の令和8年4月時点のこどもクラブ申請状況を踏まえて決定をいたします。定員規模は各40名程度、公募開始時期は令和8年4月以降とし、令和9年4月の運営開始を予定しております。

次に、(2)補助金の拡充です。国・都の補助基準額が改正されたことや賃料相場の上昇を踏まえまして、事業者の参入と安定的な運営が図られるよう、補助制度を拡充を行います。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

施設整備費については、開所前家賃の月額上限を、これまで定員40名の場合に66万円であったものから88万5,000円としております。運営費については、障害児加算として、障害児等が入所した場合の加配職員に係る補助を国及び都の補助額に合わせて改正をしております。また、家賃については、施設整備費における開所前家賃と同様、月額上限を88万5,000円としております。

続いて、2ページをご覧ください。項番2、放課後対策事業の運営事業者選定です。(1)の表に記載の案件について、令和9年度からの運営事業者を公募型プロポーザル方式により選定いたします。新規が金曾木小学校放課後子供教室、その他の再選定は、現事業者への委託期間が5年を経過する案件となっております。

(2)の公募開始時期は、令和8年4月を予定し、選定結果は、第3回区議会定例会においてご報告予定でございます。

(3)事業開始時期は、令和9年4月を予定しております。

続いて、項番3、こどもクラブにおける長期休業期間の弁当配送の実施です。(1)概要です。こどもクラブでは、長期休業期間における保護者の弁当作りの負担を軽減するため、弁当事業者を手配しております。しかし、配送費用の高騰等により、対応可能な弁当事業者が不足していることから、区が配送費用等を負担し、安定した提供体制を構築します。

(2)弁当事業者の選定については、公募型プロポーザル方式により実施いたします。公募開始時期は令和8年4月、令和8年度の夏休みから事業を開始できるよう進めてまいります。

続いて、3ページをご覧ください。項番4、予算額です。こちらは資料記載のとおり計上をさせていただきます。

最後に、項番5、今後の予定でございます。本委員会終了後、それぞれの事業ごとに周知してまいります。

長くなりましたが、説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

理事者からの報告は、以上であります。

委員長 案件第4、子育て及び若者支援について、その他ご発言がありましたら、どうぞ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 おはかりいたします。

案件第4、子育て及び若者支援については、重要な案件でありますので、引き続き調査をすることに決定いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

委員長 以上で案件の審議を終了いたしましたので、事務局次長に委員会報告書を朗読させます。

なお、年月日、委員長名及び議長名の朗読については省略いたします。

(櫻井議会事務局次長朗読)

委員長 これをもちまして、子育て・若者支援特別委員会を閉会いたします。

午後 0時03分閉会